

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 海上移動業務の無線局の免許に関する次の記述のうち、電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 3 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、5年とする。ただし、海岸局にあつては、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、前段にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- 4 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間内において行わなければならない。（注）

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項において定める場合を除く。

- 5 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) 空中線電力 (4) 運用義務時間

A－2 海上移動業務の無線局の免許後の変更手続に関する次の記述のうち、電波法（第17条から第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第17条（変更等の許可等）第1項の規定により、無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であつて、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- 注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 3 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A－3 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、効率よく迅速に行うものとし、できる限り短時間に終了させなければならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 3 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 4 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 5 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A－4 船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第48条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの機能に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。
- 2 電源投入後、5分以内に完全動作状態にすることができるものであり、また、その状態から送信準備状態にすることができ、かつ、送信準備状態から30秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。
- 3 指示器は、表示面における不要な表示であって雨雪によるもの、海面によるもの及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。
- 4 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであり、当該指示器の操作をするためのつまみ類は、容易に見分けがついて使用しやすいものであること。
- 5 指示器は、船首方向を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）。

A－5 海上移動業務の無線局の無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第79条）及び電波法施行規則（第36条及び第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（注）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行ってはならない。

注 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者

- 2 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その船舶局無線従事者証明を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 5 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条又は第50条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

A－6 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができることに関する次の事項のうち、電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣が無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 総務大臣が無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 総務大臣が無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 総務大臣が無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A－7 次の記述は、海上移動業務の無線局における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、 C を確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 D でなければ呼出しをしてはならない。

	A	B	C	D
1	受信機を最良の感度	電波の周波数	他の通信が行われていないこと	少なくとも10分間経過した後
2	受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	他の通信に混信を与えないこと	その通信が終了した後
3	送信機を通常の動作状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	他の通信が行われていないこと	少なくとも10分間経過した後
4	送信機を通常の動作状態	電波の周波数	他の通信に混信を与えないこと	その通信が終了した後

A－8 次の記述は、遭難通信が終了したときの狭帯域直接印刷電信装置による一般通信の再開の通知について述べたものである。無線局運用規則（第89条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難通信が終了したときは、遭難通信を率領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次の(1)から(8)までに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- (1) A 1回
- (2) B 1回
- (3) D E 1回
- (4) 自局の識別信号 C
- (5) 遭難通信の終了時刻 1回
- (6) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 1回
- (7) 遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号 1回
- (8) D 1回

	A	B	C	D
1	C Q	MAYDAY	1回	PRU DONCE
2	MAYDAY	C Q	1回	SILENCE FINI
3	MAYDAY	C Q	3回	PRU DONCE
4	C Q	MAYDAY	3回	SILENCE FINI

A－9 次の記述は、船舶自動識別装置の常時動作について述べたものである。無線局運用規則（第40条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第1項の規定により船舶自動識別装置を備えなければならない義務船舶局に限る。）は、当該

A

 常時、船舶自動識別装置を動作させなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 航行情報の保護を規定する

B

 がある場合
- (2)

C

 が当該船舶の安全の確保に関し、

D

 を秘匿する必要があると特に認める場合

A	B	C	D
1 船舶局の運用許容時間中	国内法令	船舶の責任者	船舶の位置情報
2 船舶局の運用許容時間中	国際的な取決め、規則又は基準	船舶局の免許人	航海情報
3 船舶局のある船舶の航行中	国内法令	船舶局の免許人	船舶の位置情報
4 船舶局のある船舶の航行中	国際的な取決め、規則又は基準	船舶の責任者	航海情報

A－10 遭難通信の宰領に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第83条及び第85条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信の宰領は、遭難船舶局、無線局運用規則第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）若しくは第81条の7（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置）第6項の規定により遭難通報を送信した無線局又はこれらの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 2 遭難自動通報局の行う遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条（遭難通信の宰領）第1項の規定にかかわらず、当該遭難自動通報局の通報を最初に受信した無線局又はこの無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 3 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、無線局運用規則第83条第1項から第3項までの規定にかかわらず、海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。
- 4 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、無線電話による場合には呼出事項又は無線局運用規則第59条（各局あて通報）第1項第1号から第3号までに掲げる事項の次に「シーロンス　メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法により行うものとする。

A－11 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における

A

 に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であつて、

B

 を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
(1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士 (2) 第二級海上無線通信士 (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの順序に従い、できるだけ

C

 とする。
- ④

D

 は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信及び安全通信	船舶局無線従事者証明	上位の資格を有する者	船舶の責任者
2 遭難通信	主任無線従事者講習	上位の資格を有する者	船舶局の免許人
3 遭難通信	主任無線従事者講習	長い業務経歴を有する者	船舶の責任者
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	船舶局無線従事者証明	長い業務経歴を有する者	船舶局の免許人

A－12 次の記述は、遭難通信及び緊急通信について述べたものである。電波法（第66条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため A に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、B の発射を直ちに中止しなければならない。
- ③ 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ④ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が C （モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、D ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C	D
1 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波	終了するまでの間	少なくとも5分間
2 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波	自局に関係のないことを確認するまでの間	少なくとも5分間
3 最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波	自局に関係のないことを確認するまでの間	少なくとも3分間
4 最も便宜な位置にある無線局	すべての電波	終了するまでの間	少なくとも3分間

A－13 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報は、地上無線通信に使用する周波数帯において、遭難呼出フォーマットを使用するデジタル選択呼出し（DSC）又は宇宙局を経由して中継される遭難通報フォーマットをいう。
- 2 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な危険にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- 3 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信すべき非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 4 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信すべき重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 5 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。

A－14 次の記述は、無線局に備え付けなければならない時計等について述べたものである。電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない A 又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあっては、 B ）に備え付けておくことができる。
- ② ①の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、 C 一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- ③ ②は、2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、 A 又は電波法施行規則第38条に規定する書類（以下「時計等」という。）について準用する。
- ④ 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計等であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。
- ⑤ ①から④までの無線局その他必要な事項は、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 無線業務日誌	登録人の住所	同一の免許人又は登録人に属する
2 無線業務日誌	送信設備の設置場所	総務大臣があらかじめ指定した
3 無線局管理規程	登録人の住所	総務大臣があらかじめ指定した
4 無線局管理規程	送信設備の設置場所	同一の免許人又は登録人に属する

A－15 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。 A は、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保留していなければならない。許可書又は、これを発給した当局の証明が付された副本を、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② 検査職員は、権限のある当局が交付した B を所持しなければならず、船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶、その他移動体の指揮者又は責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ③ 許可書が C は、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。
- ④ さらに、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の D の証明を要求することはできない。

A	B	C	D
1 船舶の指揮者又は責任者	証票	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	知識
2 船舶の指揮者又は責任者	証票	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	技能
3 局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき	技能
4 局の通信士又は責任者	証票	提示されないとき	技能
5 局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	知識

B－1 次の記述は、無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）は、その無線局を廃止するときは、ア ならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、イ にその免許状を ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置については、エ とする。
- ⑥ ④に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、オ に処する。

- 1 その旨を総務大臣に届け出なければ

2 総務大臣の許可を受けなければ

3 1箇月以内
- 4 3箇月以内

5 廃棄

6 返納
- 7 送信機を撤去すること

8 電池を取り外すこと

9 30万円以下の罰金
- 10 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

B－2 電波の型式の記号表示と電波の型式に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区分 記号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F 2 B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（聴覚受信を目的とするもの）
イ	G 1 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
ウ	J 3 E	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
エ	P 0 N	パルス変調であって無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
オ	Q 7 W	パルス変調であって変調パルス列（パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの）	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ①無情報 ②電信 ③ファクシミリ ④データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤電話（音響の放送を含む。） ⑥テレビジョン（映像に限る。）

B－3 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。電波法施行規則（第38条の4）及び無線局運用規則（第6条から第8条の2まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- イ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- ウ 義務船舶局においては、無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）の規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を船舶局の免許人に通知しなければならない。
- エ 船舶局の遭難自動通報設備については、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- オ 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、無線局運用規則第8条の2の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

B－4 次の記述は、安全通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して ア を行うものとする。
- ② ア は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①により ア を行った無線局は、これに引き続いて、次の(1)又は(2)に掲げる イ を前置して安全通報を送信するものとする。
 - (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「 ウ 」
 - (2) 無線電話による場合にあつては、「 エ 」又は「警報」の3回の反復
- ④ 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の イ の次に オ を前置しなければならない。

- | | | | |
|------------|-----------|---------|---------|
| 1 安全呼出し | 2 安全通報の告知 | 3 安全信号 | 4 警急信号 |
| 5 SECURITE | 6 PAN PAN | 7 パン パン | 8 セキュリテ |
| 9 自局の識別表示 | 10 通報の種類 | | |

B－5 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難警報は、一般通信チャネルにおいて可能な限りの優先順位をもって、若しくは地球から宇宙向けの衛星EPIRB用に留保した専用の遭難及び安全のための周波数のいずれかによって衛星経由で送信され、又はデジタル選択呼出しのためMF、HF及びVHF帯において定められた遭難及び安全のための周波数で送信されなければならない。
- イ 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く通報は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。
- ウ MF、HF及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信される遭難警報又は遭難呼出しを受信するすべての局は、遭難通信に混信を生じさせるおそれのあるいかなる伝送をも直ちに中止し、引き続いて行われる遭難通信に備えなければならない。
- エ 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な危険にさらされており、又は危険にさらされるおそれがあり、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- オ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、船舶の指揮者又は責任者にその遭難警報の内容を通報しなければならない。